

破産と免責について

破産者から受け取った

水道料金はどうなる？

年間七万人もの自己破産が発生している中、自治体が債権者になっているケースも少なくありません。今回は町建設課の職員と弁護士によるQ&A方式でその対応を考えてみたいと思います。

A町建設課長Bさん 日銀短観などによれば、日本の景気は徐々に回復しているようですが、景気回復に伴って自己破産者も減少しているのでしょうか？

弁護士 景気が回復しているのは一部の大企業に過ぎませんし、輸出産業が少ない北海道経済は、円安の恩恵も少ないので、まだまだ景気回復とまではいかないようです。自己破

産と免責の関係が今一つよく分からないのです。

弁護士 何度か研修で説明しているとおり、「破産」とは、債務者が経済的に破綻して債務を弁済できない状態にあることを宣言する手続きです。破産手続開始決定が出てから、破産者には債務が消えるわけではなく、破産者の債務をゼロにするのが「免責」です。法人の破産とは、法人を解体し清算していくものですが、自然人たる個人の場合は、解体したり、消滅させるわけにはいかないです。破産開始後も生存し

A町建設課新人Cさん 私は破産



佐々木 泉顕 (ささき・もとあき)

Profile

札幌市中央区大通西11丁目大通藤井ビル6階
 弁護士法人佐々木総合法律事務所
 TEL011-261-8455 FAX011-261-9188
 ・北海道町村会顧問
 ・一般社団法人札幌市医師会顧問
 ・北海道教育委員会顧問

ていかなければならないので、個人を再建させるために設けられたのが「免責」です。裁判所の免責許可を受けると破産者は債務がゼロになって経済的再建のきっかけをつかむことができるわけです(注1)。

Cさん つまり、個人の場合には、法人と異なり、「破産」「免責」の二本立ての手続きと言ったことなのでしょうか？

弁護士 そのとおりです。

Bさん 町民のDさんは、消費者金融からの借入れ額が膨らんで、多重債務者となり、平成二五年四月以

降の水道料金を滞納し、九月二〇日に自己破産の申立をして、同日に破産手続開始決定が出ました。ギャンブル等もしない真面目な方だったのですが、二月一〇日に免責許可決定が出たのですが、この場合免責の対象となるのは、何月分の水道料金なのでしょうか？

弁護士 破産債権（注2）である平成二五年四月分から八月分までの水道料金となります。九月分以降の水道料金は財団債権（注3）となりますので、免責の対象にはなりません（注4）。

Bさん やはりそうですか。ところが、その（言いつらそうに）、免責の対象となった平成二五年八月分の水道料金を、Dさんが窓口に参加したので、職員が勘違いして受け取ってしまったのです。これは返却しなければいけないですよね？

弁護士 返却の必要はありません。**Cさん** どうしてですか？免責によ

つて水道料金債務が消滅した以上、町が受け取ることとは不当利得になるのではありませんか？ 地方税の場合には時効が完成した後に弁済された分は、不当利得として返還義務が発生するはずですが。

弁護士 免責について先ほどは、かりやすくするために、債務をゼロにするという表現を用いましたが、正確には「免責とは債務について法律上の支払義務を免れさせる」ものですので、法的に請求はできないものの、債権自体は残り、債務が消滅するわけではありません。従って、免責決定の対象たる債権であつたとしても、Dさんの弁済は有効であつて返還の必要はありません。

Bさん そうですか。安心しました。ところで、水道料金については、Cさんの妻であるEさんに請求することは出来ないのでしょうか？ 日常の家事処理に伴う債務は夫婦共同の債務と考えるべきではないでしょうか？

弁護士 一応、水道料金は、民法七六一条の日常家事債務に該当すると考えられますので、検討の余地はあると思います。しかし、契約者であるCさんが破産したにもかかわらず、同じ家計で生活を営む配偶者に滞納金を請求することは自治体の債権回収の在り方としていかなるものかと思えます。基本的には、契約者のみに請求すべきものと考えます（注5）。また、戸籍上夫婦であつたとしても、

事実上婚姻関係が破綻している場合には、連帯債務が生じませんが、破綻の事実が自治体には分からないことですので、請求して訴訟に進展した場合などは大きなリスクが存在することになります。

Bさん 公営住宅の場合はどうでしょうか？

弁護士 公営住宅使用料については、日常家事債務として妻の責任を認める考えもありますが、やはり同様のリスクが存在することに留意する必要があります。むしろ連帯保証人をきちんと付けることなどの対策が有効と考えます。

解説

注1 負債の原因が浪費、ギャンブル、株取引・投資などでない場合には、裁判所は、債権者の意見を聞いて「免責許可」を行う（破産法第二四八条以下）。但し、何度も破産して免責決定を受けて、繰り返して借金をチャラにできるほど世の中は甘くないから、破産法第二五二条第一〇項により、一度免責許可決定を受けると、原則として七年間は免責許可を受けられない。

注2 破産手続における債権の種類は、「破産債権」と「財団債権」に区別される。破産手続開始の時点に基づいて分けられ、破産手続開始決定前（原因）に基づいて生じた債権は、「破産債権」となるのが原則である（破産法第二一条第五項）。免責の対象となるのは破産債権であつて財団債権は対象とならない（破産法第二五三条第一項）。

注3 財団債権とは、破産手続きによらないで破産財団から随時弁済を受けることができる債権である（破産法第二一条第七項）。個人の場合には、破産手続きとは無関係の債権と考えれば分かりやすい。本件では、破産手続開始申立日から九月一〇日であり、月の途中であるが、水道料金のように一定の期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、手続開始申立日の属する期間内の給付に係る請求権の全てが財団債権となる（破産法第二五二条第二項）。

注4 税金や養育費は免責の対象にならない（破産法第二五二条第一項第一号、第四号）。また故意又は重過失により加えた不法行為に基づく損害賠償請求権も同様である（同第三号）。

注5 民間の債権で認められた事実として、NHK受信料（札幌高裁平成二二年一月五日判決、判例タイムズ一三三九号一七〇頁）、建物賃貸借契約者の妻に対する家賃請求（札幌地裁昭和三年九月一八日判決、下級裁判所民事裁判例集八巻九号一七二頁、東京地裁平成二五年一月二二日判決）がある。